

S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型)／愛称：jreviveⅡ

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

2020年4月23日

S B I アセットマネジメント株式会社

S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）
／愛称：jreviveⅡ

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う本ファンドの募集については、発行者である委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年4月22日に関東財務局長に提出しており、2020年4月23日にその効力が生じております。

委託会社における照会先
S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき投資者が本ファンドの受益権を取得するときまでに投資者から請求があった場合に交付を行う目論見書です。
3. 本ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

<目次>

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 管理及び運営	29
第3 ファンドの経理状況	36
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	50
第三部 委託会社等の情報	51
第1 委託会社等の概況	51
信託約款	

発行者名	S B I アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 梅本 賢一
本店の所在の場所	東京都港区六本木一丁目6番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

S B I 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jreviveⅡ
（以下「本ファンド」という場合があります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるS B I アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

(i) 基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

S B I アセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/
--

(5) 【申込手数料】

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認ください。

＊申込手数料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。
「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

（６）【申込単位】

- ・分配金の受取方法により、お申込には２つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

- ・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初１口＝１円）

- ① 分配金受取コース

- ② 分配金再投資コース

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もあります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（４）に記載の照会先においてもご確認ください。

（７）【申込期間】

2020年4月23日（木曜日）から2020年10月22日（木曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

お申込取扱いの詳細は、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は前記（４）に記載の照会先においてもご確認ください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。

詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の取得申込金額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。
販売会社については前記(4)に記載の照会先においてもご確認ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込み旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

本ファンドは、中小型割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引市場に上場する中小型株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／国内／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式・中小型株））
決算頻度	年2回
投資対象地域	日本
投資形態	ファミリーファンド

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド
一般	年2回	（日本を含む）	
大型株	年4回	日本	
中小型株	年6回	北米	
債券		欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ
	（隔月）		
一般	年12回	アジア	
公債	（毎月）	オセアニア	
社債	日々	中南米	
その他債券	その他	アフリカ	
クレジット	（ ）	中近東	
属性		（中東）	
（高格付債）		エマージング	
不動産投信			
その他資産 （投資信託証券（株式・ 中小型株））※			
資産複合 （ ）			

※ファンドが投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象とする資産は「株式・中小型株」です。

属性区分の定義

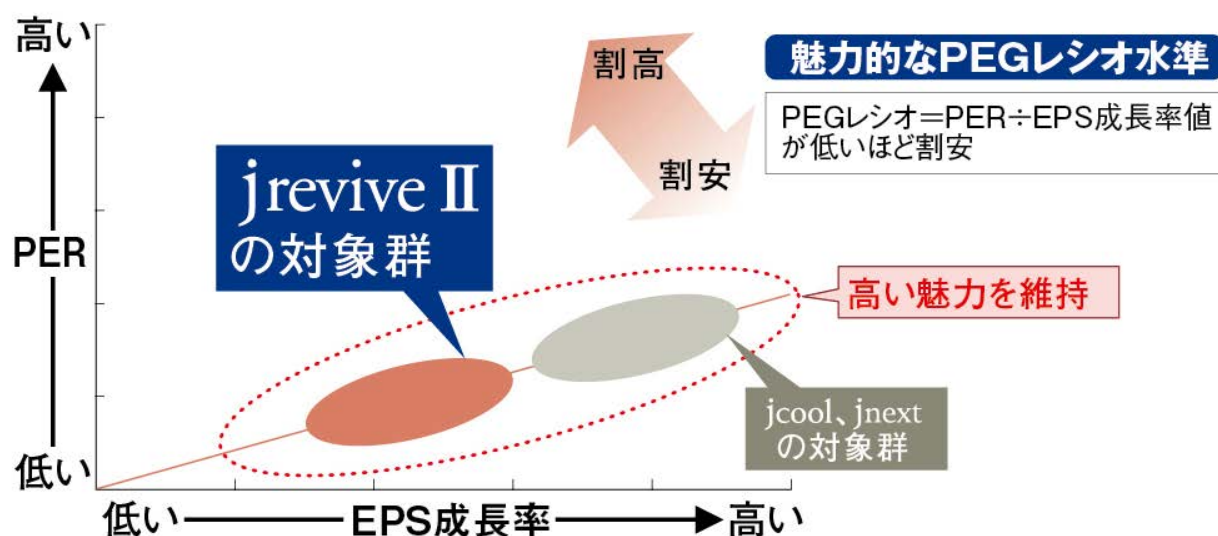
該当区分	区分の定義
その他の資産 （投資信託証券（株式・ 中小型株））	目論見書または信託約款において、主として株式、債券及び不動産投信以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、本ファンドにおける組入資産は、投資信託証券（株式・中小型株）です。
年2回	目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

③信託金の限度額

- ・ 上限1,000億円
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

- 株価が下落した銘柄から財務安定性に優れ、業績も安定しており、わが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。



図はあくまでも目標のイメージ図であり、将来の運用成長度を保証するものではありません。

ジェイクール (jcool)、ジェイネクスト (jnext)は、本ファンド同様にエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社が投資助言を行い、SBIアセットマネジメント株式会社が設定・運用を行っている追加型株式投資信託です。

- エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資に関する助言を受けて運用します。

《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

代表者	代表取締役 宇佐美 博高
設立	2001年12月4日 関東財務局長(金商)第641号
助言資産	2,195億円(2020年1月末現在)
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業(新規株式公開企業等を含む)を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

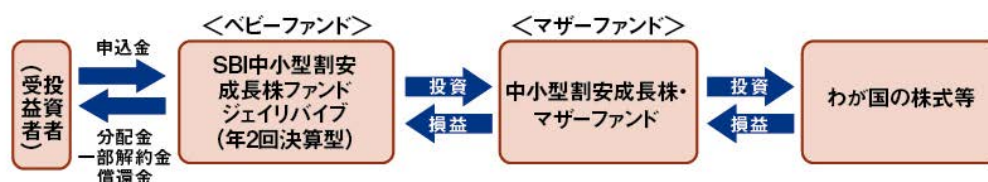
2015年7月10日 信託契約締結・本ファンドの設定・運用開始

2018年2月19日 信託金の限度額の変更（500億円から1,000億円へ変更）

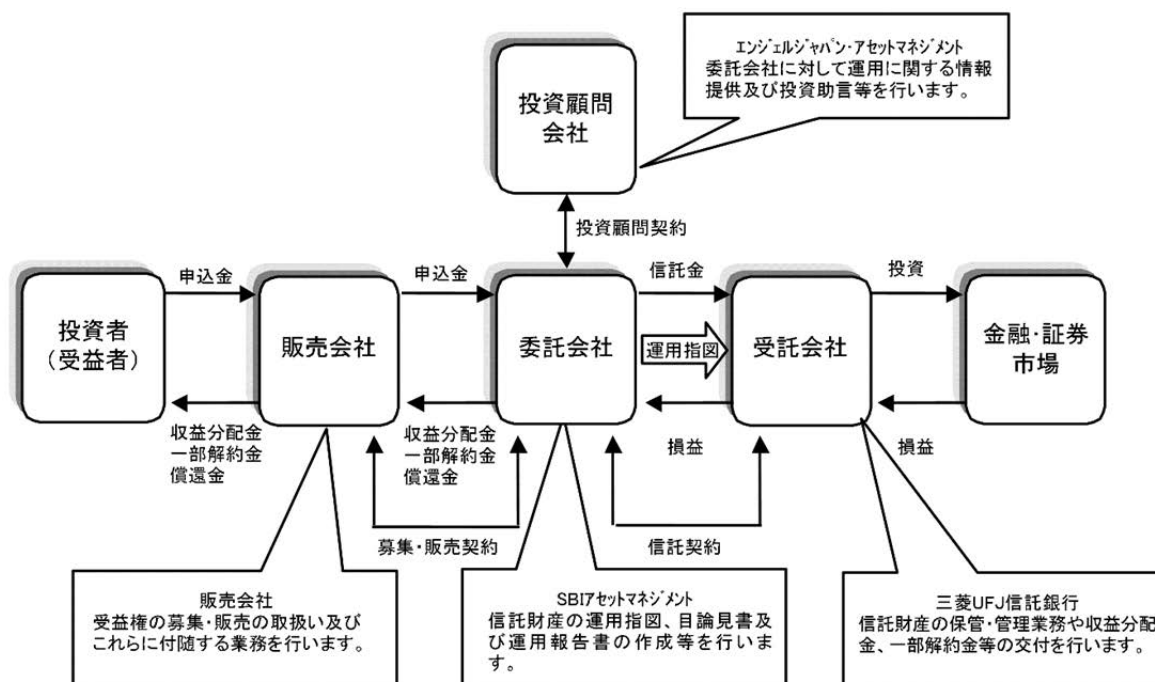
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。
ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



② 委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注) 受託会社は、業務の一部を再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社へ委託しています。

③ 委託会社の概況（2020年1月末日現在）

（i） 資本金

4億20万円

（ii） 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、S B I アセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現S B I ホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社の子会社が、現S B I ホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、S B I グループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をS B I アセットマネジメント・グループ株式会社（S B I AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。S B I AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

1986年 8 月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7 月 1 日	S B I アセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9 月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）

（iii） 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
S B I アセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	36,600株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、信託財産の総額の50%以下とします。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の運用ができない場合があります。
- ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

※ エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社

- ・ 本ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。
- ・ 革新的な成長企業を中心とした調査・分析・投資助言に特化した、独立系の投資顧問会社です。

《エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社の概況》

代表者	代表取締役 宇佐美 博高
設立	2001年12月4日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第641号
助言資産	2,195億円（2020年1月末現在）
経営理念	「企業家精神を応援し続け、経済社会の活性化に貢献する」という明快な理念の元、革新的な成長企業などへの投資に対する助言
特徴	①革新的な成長企業（新規株式公開企業等を含む）を中心とした調査・分析・投資助言に特化 ②徹底した個別直接面談調査に基づく厳選投資 ③投資リスク軽減のため、投資後も定期的な企業訪問を行い、充実した調査・分析を継続

宇佐美 博高氏の略歴（エンジェルジャパン・アセットマネジメント代表取締役）

一橋大学卒。静岡銀行、すみや電器を経て野村総合研究所入社。ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（現ドイチェ・アセット・マネジメント）等株式運用責任者を歴任後、2002年エンジェルジャパン・アセットマネジメントを設立。

(参考)マザーファンドの運用の投資方針

○個別直接面談調査

投資に際しては、徹底した個別直接面談調査・分析を行い、a.株価水準、b.財務安定性、c.短期業績の安定性と中長期戦略、d.企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。

○「銘柄分散」、「時間分散」を考慮した分散投資

総合判断した企業群は、a.銘柄数を分散する「銘柄分散」、b.一度に組入れず徐々に投資していく「時間分散」、その他「銘柄ごとの組入比率にも制限を設ける等、慎重な分散投資を行います。

ボトムアップ調査	企業群を ①既存組入企業群 ②新規株式公開企業群 ③組入候補企業群 の3つに分類し、社長インタビュー・現場視察等を行い、その際の面談記録・データ検証をもとに、継続的に調査を行うことによる銘柄選択を実践します。
分散投資	「銘柄分散」、「時間分散」、「組入比率制限」等による分散投資を行います。
情報開示	投資者の皆様との信頼関係構築のために、定期的にレポート等を作成し情報開示に努めていきます。

《助言銘柄選定のプロセス》

投資顧問会社であるエンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社における助言銘柄選定のプロセスは以下の通りです。



※ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

中小型割安成長株・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、実質的にわが国の株式に投資します。

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

1. 有価証券
2. 約束手形（1. に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 金銭債権（1. 及び2. に掲げるものに該当するものを除きます。）

② 運用の指図範囲等(信託約款第16条第1項)

委託会社は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された中小型割安成長株・マザーファンド受益証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。))または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
15. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに13. の証券のうち投資法人債券ならびに11. 及び15. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、12. 及び13. の証券（投資法人債券は除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第16条第2項)

委託会社は信託金を前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記③1. から6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（信託約款第16条3項）

（3）【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（5～7名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規程の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（1～3名）、最高運用責任者、運用部長（1名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

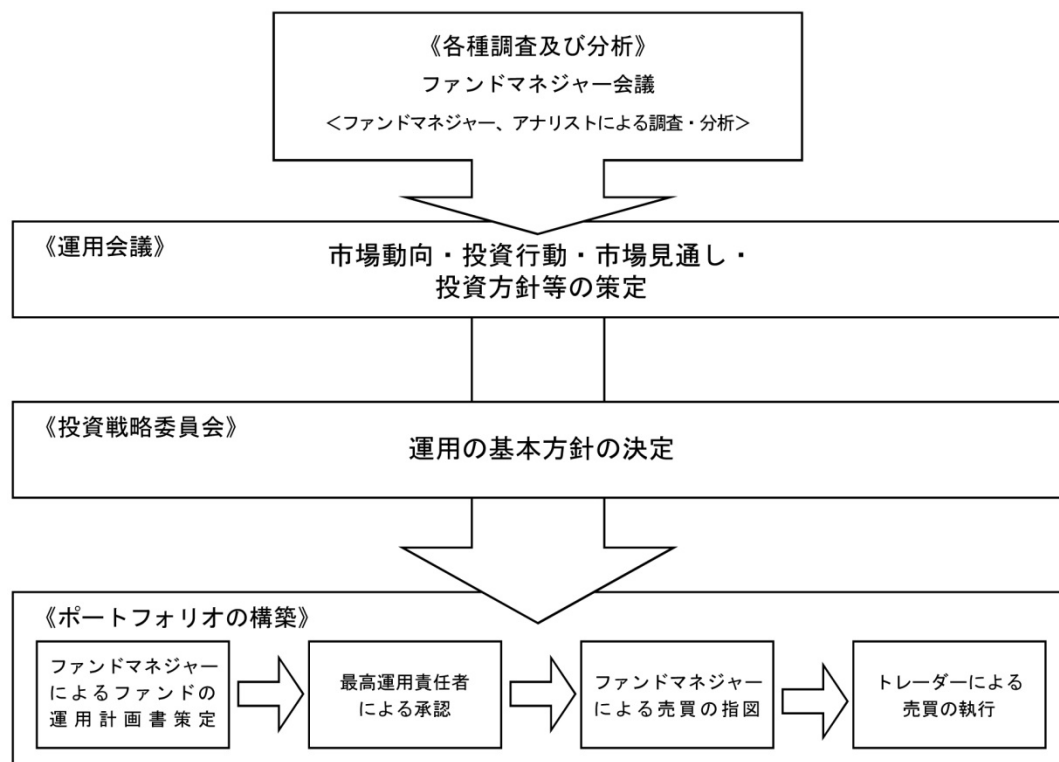
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年2回（原則として1月と7月の各22日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

- ① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限
 - （i） マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
 - （ii） 株式への実質投資割合には制限を設けません。

- (iii) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (iv) 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (v) 外貨建資産への投資は行いません。
- (vi) 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(i) 投資する株式等の範囲(信託約款第19条)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

上記の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(ii) 同一銘柄の株式への投資制限(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iii) 同一銘柄の転換社債等への投資制限(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(iv) 信用取引の指図範囲(信託約款第22条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前記の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- (イ) 信託財産に属する株券
- (ロ) 株式分割により取得する株券
- (ハ) 有償増資により取得する株券
- (ニ) 売出しにより取得する株券
- (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
- (ヘ) 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (v) 有価証券の貸付の指図及び範囲(信託約款第23条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- (イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(イ)、(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

④ その他

(i) 資金の借入れ(信託約款第29条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

本ファンドは、マザーファンド受益証券を通じて主に国内株式に投資を行います。株式等値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する中小型株式等の価格変動は、株式市場全体の平均に比べて大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

本ファンドの基準価額の主な変動要因は以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

- ・ 価格変動リスク
一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドは株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ 流動性リスク
株式を売却あるいは取得しようとする際に、十分な流動性の下での取引を行えず、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。この場合、基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
- ・ 信用リスク
投資した企業や取引先等の経営・財務状況が悪化するまたは悪化が予想される場合等により、株式の価格が下落した場合には基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。

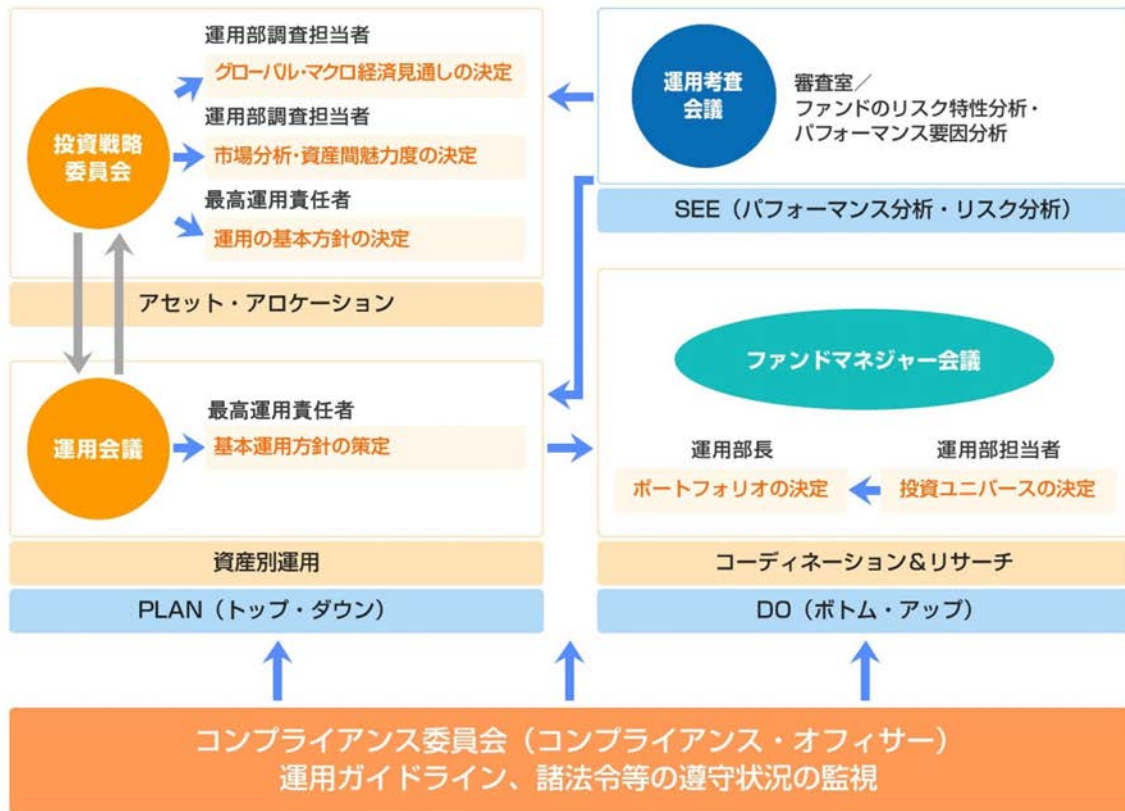
《その他留意点》

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

《リスク管理体制》

①運用に関するリスク管理体制

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月 1 回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用審査会議	原則月 1 回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月 1 回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

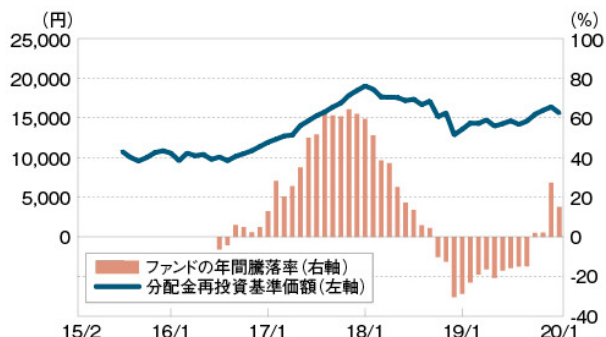
③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

参考情報

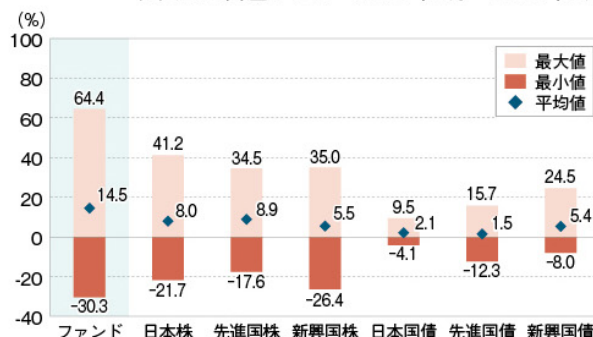
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年2月～2020年1月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2016年7月～2020年1月
代表的な資産クラス：2015年2月～2020年1月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

< 代表的な各資産クラスの指数 >

日本株… Morningstar 日本株式
先進国株… Morningstar 先進国株式(除く日本)
新興国株… Morningstar 新興国株式
日本国債… Morningstar 日本国債
先進国債… Morningstar グローバル国債(除く日本)
新興国債… Morningstar 新興国ソブリン債

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て利子配当込みのグロスリターン率の指数です。

< 各指数の概要 >

日本株：Morningstar 日本株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式は、Morningstar, Inc.が発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

< 重要事項 >

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記に記載の照会先においてもご確認ください。

*申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、換金時に、基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）が差引かれます。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に年1.848%（税抜：年1.68%）を乗じて得た額とします。

信託報酬は毎日計上され、毎計算期末及び信託終了のときにファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年 0.96%	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
販売会社	年 0.67%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社	年 0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

・委託会社の報酬より、投資顧問（助言）会社への報酬が支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）、信託財産にかかる会計監査費用及び受託会社の立替えた立替金の利息及びこれらの手数料等にかかる消費税等は、受益者の負担とし信託財産中から差し引かれます。

信託財産にかかる会計監査費用は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

その他の手数料等は、監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2020年1月末日現在、以下の通りです。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除の適用が可能です。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

- ・少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニア N I S A（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

N I S A及びジュニアN I S Aをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

なお、益金不算入制度はありません。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2020 年 1 月 31 日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	37,430,006,036	99.76
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	90,701,913	0.24
合計(純資産総額)		37,520,707,949	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2020 年 1 月 31 日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	中小型割安成長株・マザーファンド	7,326,001,338	5.4310	39,787,561,969	5.1092	37,430,006,036	99.76

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2020 年 1 月 31 日現在)

種 類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.76
合 計	99.76

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020 年 1 月 31 日（直近日）現在、同日前 1 年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

年 月 日	純資産総額 (円)		1 万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間末 (2016 年 1 月 22 日)	4, 413, 195, 818	4, 413, 195, 818	9, 889	9, 889
第 2 計算期間末 (2016 年 7 月 22 日)	4, 825, 487, 311	4, 825, 487, 311	10, 090	10, 090
第 3 計算期間末 (2017 年 1 月 23 日)	3, 424, 634, 342	3, 611, 060, 845	11, 022	11, 622
第 4 計算期間末 (2017 年 7 月 24 日)	10, 175, 726, 141	10, 542, 385, 596	13, 876	14, 376
第 5 計算期間末 (2018 年 1 月 22 日)	40, 615, 374, 119	40, 963, 097, 988	17, 521	17, 671
第 6 計算期間末 (2018 年 7 月 23 日)	52, 484, 453, 677	52, 962, 053, 526	15, 385	15, 525
第 7 計算期間末 (2019 年 1 月 22 日)	40, 010, 064, 334	40, 010, 064, 334	11, 874	11, 874
第 8 計算期間末 (2019 年 7 月 22 日)	39, 064, 502, 132	39, 430, 873, 642	12, 795	12, 915
第 9 計算期間末 (2020 年 1 月 22 日)	39, 984, 809, 045	40, 312, 098, 863	14, 660	14, 780
2019 年 1 月末日	40, 966, 807, 468	—	12, 184	—
2 月末日	42, 890, 945, 920	—	12, 882	—
3 月末日	42, 121, 633, 142	—	12, 843	—
4 月末日	42, 552, 520, 087	—	13, 246	—
5 月末日	39, 545, 962, 431	—	12, 540	—
6 月末日	39, 822, 313, 669	—	12, 819	—
7 月末日	39, 745, 735, 925	—	13, 030	—
8 月末日	38, 169, 311, 244	—	12, 621	—
9 月末日	38, 621, 573, 280	—	12, 980	—
10 月末日	40, 193, 648, 431	—	13, 760	—
11 月末日	40, 499, 365, 494	—	14, 209	—
12 月末日	40, 234, 347, 278	—	14, 579	—
2020 年 1 月末日	37, 520, 707, 949	—	13, 787	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期 間	計算期間	1 万口当たりの分配金（円）
第 1 計算期間	2015 年 7 月 10 日～2016 年 1 月 22 日	0
第 2 計算期間	2016 年 1 月 23 日～2016 年 7 月 22 日	0
第 3 計算期間	2016 年 7 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	600
第 4 計算期間	2017 年 1 月 24 日～2017 年 7 月 24 日	500
第 5 計算期間	2017 年 7 月 25 日～2018 年 1 月 22 日	150
第 6 計算期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 23 日	140
第 7 計算期間	2018 年 7 月 24 日～2019 年 1 月 22 日	0
第 8 計算期間	2019 年 1 月 23 日～2019 年 7 月 22 日	120
第 9 計算期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	120

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第 1 計算期間	2015 年 7 月 10 日～2016 年 1 月 22 日	△1. 11
第 2 計算期間	2016 年 1 月 23 日～2016 年 7 月 22 日	2. 03
第 3 計算期間	2016 年 7 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	15. 18
第 4 計算期間	2017 年 1 月 24 日～2017 年 7 月 24 日	30. 43
第 5 計算期間	2017 年 7 月 25 日～2018 年 1 月 22 日	27. 35
第 6 計算期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 23 日	△11. 39
第 7 計算期間	2018 年 7 月 24 日～2019 年 1 月 22 日	△22. 82
第 8 計算期間	2019 年 1 月 23 日～2019 年 7 月 22 日	8. 77
第 9 計算期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	15. 51

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数を記載しております。

なお、第 1 計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を 10,000 円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済み数量 （口）
第 1 計算期間	2015 年 7 月 10 日～2016 年 1 月 22 日	5,733,356,204	1,270,843,436	4,462,512,768
第 2 計算期間	2016 年 1 月 23 日～2016 年 7 月 22 日	2,665,084,883	2,344,984,018	4,782,613,633
第 3 計算期間	2016 年 7 月 23 日～2017 年 1 月 23 日	908,199,826	2,583,705,061	3,107,108,398
第 4 計算期間	2017 年 1 月 24 日～2017 年 7 月 24 日	6,585,899,148	2,359,818,434	7,333,189,112
第 5 計算期間	2017 年 7 月 25 日～2018 年 1 月 22 日	21,396,598,217	5,548,196,042	23,181,591,287
第 6 計算期間	2018 年 1 月 23 日～2018 年 7 月 23 日	20,710,794,031	9,778,110,330	34,114,274,988
第 7 計算期間	2018 年 7 月 24 日～2019 年 1 月 22 日	4,071,967,914	4,490,975,791	33,695,267,111
第 8 計算期間	2019 年 1 月 23 日～2019 年 7 月 22 日	1,305,901,281	4,470,209,143	30,530,959,249
第 9 計算期間	2019 年 7 月 23 日～2020 年 1 月 22 日	1,263,974,498	4,520,782,215	27,274,151,532

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

中小型割安成長株・マザーファンド

投資状況

(2020 年 1 月 31 日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	61,708,949,900	97.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,638,001,826	2.59
合計(純資産総額)		63,346,951,726	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2020 年 1 月 31 日現在)

国/ 地域	種 類	銘 柄 名	業種	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	プレステージ・インターナショナル	サービス業	2,530,000	811.50	2,053,095,000	1,003.00	2,537,590,000	4.01
日本	株式	プロトコーポレーション	情報・通信業	1,823,800	1,053.00	1,920,461,400	1,378.00	2,513,196,400	3.97
日本	株式	SHOEI	その他製品	495,700	4,680.00	2,319,876,000	5,020.00	2,488,414,000	3.93
日本	株式	くら寿司	小売業	430,000	4,350.00	1,870,500,000	5,510.00	2,369,300,000	3.74
日本	株式	ヨコオ	電気機器	790,700	2,219.00	1,754,563,300	2,930.00	2,316,751,000	3.66
日本	株式	ブロードリーフ	情報・通信業	3,300,000	578.44	1,908,862,769	611.00	2,016,300,000	3.18
日本	株式	日精エー・エス・ビー機械	機械	520,000	2,437.78	1,267,649,252	3,755.00	1,952,600,000	3.08
日本	株式	ジョイフル本田	小売業	1,520,000	1,228.90	1,867,942,253	1,250.00	1,900,000,000	3.00
日本	株式	システナ	情報・通信業	990,000	1,799.28	1,781,295,842	1,854.00	1,835,460,000	2.90
日本	株式	扶桑化学工業	化学	530,000	2,497.72	1,323,792,782	3,120.00	1,653,600,000	2.61
日本	株式	ポールトゥウィン・ビットクルーホールディングス	情報・通信業	1,800,000	1,113.00	2,003,400,000	916.00	1,648,800,000	2.60
日本	株式	TOA	電気機器	1,425,900	1,206.00	1,719,635,400	1,138.00	1,622,674,200	2.56
日本	株式	セリア	小売業	530,000	2,493.41	1,321,510,792	3,020.00	1,600,600,000	2.53
日本	株式	日進工具	機械	557,500	1,966.00	1,096,045,000	2,844.00	1,585,530,000	2.50
日本	株式	有沢製作所	化学	1,527,600	896.00	1,368,729,600	995.00	1,519,962,000	2.40
日本	株式	ユーシン精機	機械	1,574,100	956.00	1,504,839,600	932.00	1,467,061,200	2.32
日本	株式	アオイ電子	電気機器	520,000	2,146.82	1,116,350,121	2,715.00	1,411,800,000	2.23
日本	株式	M&Aキャピタルパートナーズ	サービス業	380,000	3,582.58	1,361,381,168	3,460.00	1,314,800,000	2.08
日本	株式	ラウンドワン	サービス業	1,220,000	1,618.00	1,973,960,000	1,023.00	1,248,060,000	1.97
日本	株式	マークラインズ	情報・通信業	630,000	1,801.00	1,134,630,000	1,981.00	1,248,030,000	1.97
日本	株式	ニチハ	ガラス・土石製品	455,000	2,991.33	1,361,055,150	2,670.00	1,214,850,000	1.92
日本	株式	ローランド ディー・ジー	電気機器	585,000	2,513.74	1,470,543,084	1,996.00	1,167,660,000	1.84

日本	株式	トラスコ中山	卸売業	450,000	2,633.34	1,185,006,107	2,561.00	1,152,450,000	1.82
日本	株式	ビジョン	その他製品	290,000	4,059.61	1,177,288,309	3,915.00	1,135,350,000	1.79
日本	株式	シーティーエス	サービス業	1,600,000	664.61	1,063,383,568	701.00	1,121,600,000	1.77
日本	株式	デー・オー・ダブリュー	サービス業	1,150,000	755.00	868,250,000	966.00	1,110,900,000	1.75
日本	株式	福井コンピュータホールディングス	情報・通信業	330,000	2,296.00	757,680,000	3,360.00	1,108,800,000	1.75
日本	株式	萩原工業	その他製品	690,000	1,335.00	921,150,000	1,604.00	1,106,760,000	1.75
日本	株式	ヒラノテクシード	機械	660,100	1,563.00	1,031,736,300	1,670.00	1,102,367,000	1.74
日本	株式	平河ヒューテック	非鉄金属	750,000	1,252.75	939,568,411	1,425.00	1,068,750,000	1.69

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2020年1月31日現在)

種 類	業 種	投資比率 (%)
株 式	パルプ・紙	1.01
	化学	6.08
	ガラス・土石製品	1.92
	非鉄金属	1.69
	金属製品	0.59
	機械	12.25
	電気機器	13.14
	精密機器	1.63
	その他製品	7.47
	倉庫・運輸関連業	2.38
	情報・通信業	20.39
	卸売業	1.82
	小売業	10.31
	サービス業	16.74
合 計		97.41

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

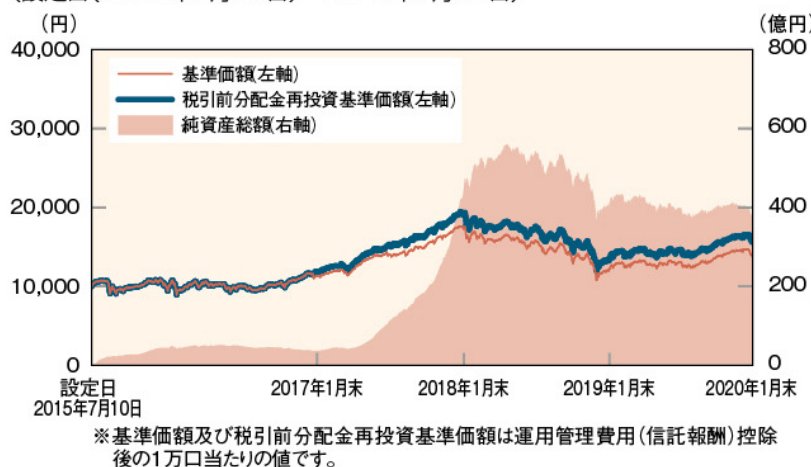
該当事項はありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2020年1月31日)

(設定日(2015年7月10日)~2020年1月31日)



基準価額(1万口当たり)	13,787円
純資産総額	375.20億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第5期(2018年1月22日)	150円
第6期(2018年7月23日)	140円
第7期(2019年1月22日)	0円
第8期(2019年7月22日)	120円
第9期(2020年1月22日)	120円
設定来累計	1,630円

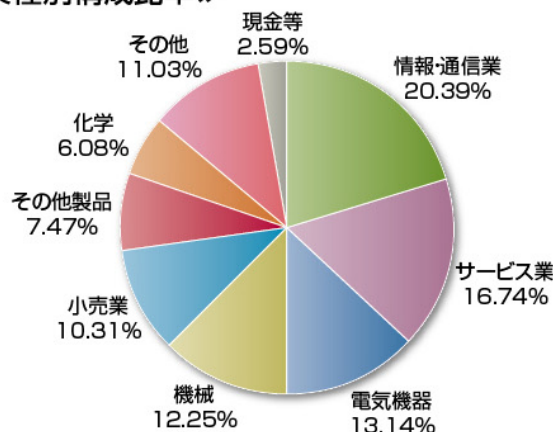
主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

《組入上位10銘柄》

	銘柄名	業 種	組入比率
1	プレステージインターナショナル	サービス業	4.01%
2	プロトコーポレーション	情報・通信業	3.97%
3	SHOEI	その他製品	3.93%
4	くら寿司	小売業	3.74%
5	ヨコオ	電気機器	3.66%
6	ブロードリーフ	情報・通信業	3.18%
7	日精エー・エス・ビー機械	機械	3.08%
8	ジョイフル本田	小売業	3.00%
9	システナ	情報・通信業	2.90%
10	扶桑化学工業	化学	2.61%

《業種別構成比率》



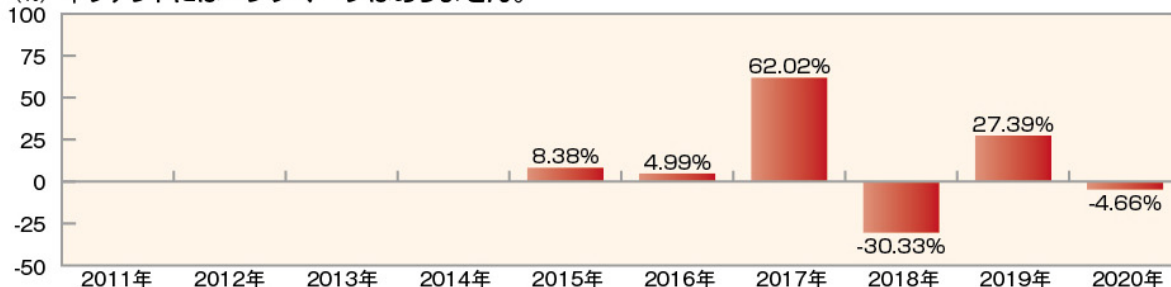
※比率は小数点第3位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

マザーファンド	
国内株式	97.41%
現金等	2.59%
合計	100.00%

年間収益率の推移(暦年ベース)

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※2015年は設定日2015年7月10日(10,000円)から12月末まで、2020年は1月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(i)お申込日

毎営業日お申込みいただけます。

原則として、営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

(ii)お申込単位

- ・ 分配金の受取方法により、お申込みには2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii)お申込価額

取得申込受付日に算出される基準価額となります。

なお、受益者が、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(iv)お申込手数料

お申込金額の3.3%（税抜3.0%）を上限とする販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額とします。

お申込手数料は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは取扱販売会社にご確認ください。

なお、前記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

＊申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

（注）申込手数料とは、購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価のことをいいます。

- ◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条8項第3項ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。以下同じ）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までとなります。

なお、当該受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。

b. 換金単位

最低単位を1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、下記照会先においてもご確認ください。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>

c. 換金価額

換金申込受付日に算出される基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に対し0.3%）を控除した価額となります。

基準価額については、上記b.の照会先においてもご確認ください。

（注）信託財産留保額とは、換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用のことをいいます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

◆本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社） 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時） ホームページ http://www.sbiam.co.jp/

(2)【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2015年7月10日から開始し、原則として無期限です。ただし、後記「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年1月23日から7月22日まで、7月23日から翌年1月22日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託会社は、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約（助言契約）が解約された場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ③ 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ 前記③の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。
なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ 前記③の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑥ 前記③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、前記②の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から⑤までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務廃止のときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記①の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または信託約款に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(vii) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末（毎年1月22日と7月22日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(注) 本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

積立投資契約を締結している場合は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 本ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 9 期計算期間（2019 年 7 月 23 日から 2020 年 1 月 22 日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年3月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本間洋一



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jreviveⅡの2019年7月23日から2020年1月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：jreviveⅡの2020年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年2回決算型）／愛称：j r e v i v e II】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第8期 2019年7月22日現在	第9期 2020年1月22日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	557,948,265	619,401,469
親投資信託受益証券	39,364,772,962	40,221,860,985
流動資産合計	39,922,721,227	40,841,262,454
資産合計	39,922,721,227	40,841,262,454
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	366,371,510	327,289,818
未払解約金	117,941,890	163,171,494
未払受託者報酬	11,070,865	10,842,446
未払委託者報酬	360,910,140	353,463,739
未払利息	1,528	1,696
その他未払費用	1,923,162	1,684,216
流動負債合計	858,219,095	856,453,409
負債合計	858,219,095	856,453,409
純資産の部		
元本等		
元本	30,530,959,249	27,274,151,532
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	8,533,542,883	12,710,657,513
（分配準備積立金）	2,612,435,714	2,255,845,117
元本等合計	39,064,502,132	39,984,809,045
純資産合計	39,064,502,132	39,984,809,045
負債純資産合計	39,922,721,227	40,841,262,454

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 8 期 自 2019 年 1 月 23 日 至 2019 年 7 月 22 日	第 9 期 自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
営業収益		
有価証券売買等損益	3,840,724,500	6,087,088,023
営業収益合計	3,840,724,500	6,087,088,023
営業費用		
支払利息	195,725	209,358
受託者報酬	11,070,865	10,842,446
委託者報酬	360,910,140	353,463,739
その他費用	1,929,262	1,685,679
営業費用合計	374,105,992	366,201,222
営業利益又は営業損失 (△)	3,466,618,508	5,720,886,801
経常利益又は経常損失 (△)	3,466,618,508	5,720,886,801
当期純利益又は当期純損失 (△)	3,466,618,508	5,720,886,801
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	401,194,004	401,167,936
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	6,314,797,223	8,533,542,883
剰余金増加額又は欠損金減少額	358,921,417	443,159,984
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	358,921,417	443,159,984
剰余金減少額又は欠損金増加額	839,228,751	1,258,474,401
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	839,228,751	1,258,474,401
分配金	366,371,510	327,289,818
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	8,533,542,883	12,710,657,513

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	第8期 2019年7月22日現在	第9期 2020年1月22日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	30,530,959,249 口	27,274,151,532 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2795 円 (12,795 円)	1.4660 円 (14,660 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第8期 自 2019年1月23日 至 2019年7月22日	第9期 自 2019年7月23日 至 2020年1月22日
1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 381,407,383 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 8,915,346,986 円 分配準備積立金額 D 2,597,399,841 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 11,894,154,210 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 30,530,959,249 口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 3,895.76 円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 120 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 366,371,510 円	1. 分配金の計算過程 費用控除後の配当等 A 339,164,045 円 収益額 費用控除後・繰越欠 B ー円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 10,454,812,396 円 分配準備積立金額 D 2,243,970,890 円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 13,037,947,331 円 象収益額 本ファンドの期末残 F 27,274,151,532 口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 4,780.31 円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 120 円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 327,289,818 円
2. 追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。	2. 追加情報 同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第 8 期 自 2019 年 1 月 23 日 至 2019 年 7 月 22 日	第 9 期 自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 8 期 2019 年 7 月 22 日現在	第 9 期 2020 年 1 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 8 期 自 2019 年 1 月 23 日 至 2019 年 7 月 22 日	第 9 期 自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,475,375,344	5,717,308,957
合計	3,475,375,344	5,717,308,957

(その他の注記)

本ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第 8 期 自 2019 年 1 月 23 日 至 2019 年 7 月 22 日	第 9 期 自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	33,695,267,111 円	30,530,959,249 円
期中追加設定元本額	1,305,901,281 円	1,263,974,498 円
期中一部解約元本額	4,470,209,143 円	4,520,782,215 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	中小型割安成長株・マザーファンド	7,405,840,619	40,221,860,985	
合計		7,405,840,619	40,221,860,985	

< 参考情報 >

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ（年２回決算型）／愛称：j r e v i v e Ⅱ）は、「中小型割安成長株・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの 2020 年 1 月 22 日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

中小型割安成長株・マザーファンドの状況

貸借対照表

（単位：円）

2020 年 1 月 22 日現在	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,860,233,322
株式	65,534,672,000
未収入金	351,892,026
未収配当金	297,209,300
流動資産合計	68,044,006,648
資産合計	68,044,006,648
負債の部	
流動負債	
未払金	90,255,752
未払利息	5,096
流動負債合計	90,260,848
負債合計	90,260,848
純資産の部	
元本等	
元本	12,511,955,468
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	55,441,790,332
元本等合計	67,953,745,800
純資産合計	67,953,745,800
負債純資産合計	68,044,006,648

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における計算日の最終相場によっております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2020 年 1 月 22 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,511,955,468 口
2. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	5.4311 円 (54,311 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用審査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスク 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスク 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスク 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2020 年 1 月 22 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	①株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2020 年 1 月 22 日 現在
	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	8,776,457,932
合計	8,776,457,932

(その他の注記)

元本額の変動

項目	自 2019 年 7 月 23 日 至 2020 年 1 月 22 日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2019 年 7 月 23 日
期首元本額	14,082,571,866 円
期末元本額	12,511,955,468 円
期中追加設定元本額	235,105,075 円
期中一部解約元本額	1,805,721,473 円
元本の内訳※	
SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (愛称: j r e v i v e)	2,399,849,847 円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (適格機関投資家専用)	358,406,902 円
SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型) / 愛称: j r e v i v e II	7,405,840,619 円
中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ 分配型 (適格機関投資家専用) (愛称: j r e v i v e - 分配型)	549,875,434 円
SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ < DC 年金 > 愛称: j r e v i v e < DC 年金 >	965,861,178 円
SBI / F O F s 用日本中小型株 F (適格機関投資家限定)	832,121,488 円

(注) ※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

(単位：円)

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッポン高度紙工業	480,000	1,464.00	702,720,000	
扶桑化学工業	530,000	3,360.00	1,780,800,000	
デクセリアルズ	720,000	1,065.00	766,800,000	
有沢製作所	1,527,600	1,109.00	1,694,108,400	
ニチハ	455,000	2,593.00	1,179,815,000	
平河ヒューテック	750,000	1,639.00	1,229,250,000	
サンコーテクノ	366,800	1,162.00	426,221,600	
日進工具	557,500	3,020.00	1,683,650,000	
オプトラン	290,000	3,520.00	1,020,800,000	
ヒラノテクシード	660,100	1,879.00	1,240,327,900	
日精エー・エス・ビー機械	520,000	4,350.00	2,262,000,000	
キトー	479,600	1,707.00	818,677,200	
ユーシン精機	1,574,100	1,025.00	1,613,452,500	
S E M I T E C	130,000	3,210.00	417,300,000	
寺崎電気産業	551,800	1,141.00	629,603,800	
M C J	650,000	841.00	546,650,000	
鈴木	580,400	800.00	464,320,000	
ローランド ディー. ジー.	585,000	2,116.00	1,237,860,000	
ヨコオ	795,000	3,345.00	2,659,275,000	
T O A	1,425,900	1,176.00	1,676,858,400	
アオイ電子	520,000	2,828.00	1,470,560,000	
国際計測器	500	775.00	387,500	
東京精密	263,100	4,205.00	1,106,335,500	
S H O E I	498,000	5,030.00	2,504,940,000	
萩原工業	690,000	1,708.00	1,178,520,000	
ピジョン	290,000	4,005.00	1,161,450,000	
内外トランスライン	457,700	1,339.00	612,860,300	
日本コンセプト	600,000	1,533.00	919,800,000	
システナ	990,000	1,916.00	1,896,840,000	
ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス	1,800,000	939.00	1,690,200,000	

ブロードリーフ	3,300,000	668.00	2,204,400,000	
ブイキューブ	1,150,000	617.00	709,550,000	
マークライنز	630,000	2,113.00	1,331,190,000	
プロトコーポレーション	1,823,800	1,371.00	2,500,429,800	
大塚商会	185,000	4,635.00	857,475,000	
ソフトブレーン	800,000	661.00	528,800,000	
コネクシオ	302,400	1,782.00	538,876,800	
福井コンピュータホールディングス	380,000	3,700.00	1,406,000,000	
イワキ	150,000	484.00	72,600,000	
トラスコ中山	360,000	2,716.00	977,760,000	
くら寿司	430,000	5,450.00	2,343,500,000	
セリア	530,000	3,280.00	1,738,400,000	
ジョイフル本田	1,520,000	1,311.00	1,992,720,000	
ピーシーデポコーポレーション	777,600	590.00	458,784,000	
ジェイエイシーリクルートメント	385,700	1,807.00	696,959,900	
アイ・ケイ・ケイ	1,298,800	743.00	965,008,400	
ライク	330,000	1,627.00	536,910,000	
バリューコマース	388,200	2,525.00	980,205,000	
プレステージ・インターナショナル	2,610,000	1,006.00	2,625,660,000	
シーティーエス	1,600,000	726.00	1,161,600,000	
ラウンドワン	1,220,000	1,088.00	1,327,360,000	
テー・オー・ダブリュー	1,150,000	1,080.00	1,242,000,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	380,000	4,595.00	1,746,100,000	
合 計	41,439,600		65,534,672,000	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2020年1月31日現在
I 資産総額	37,700,486,215円
II 負債総額	179,778,266円
III 純資産総額 (I - II)	37,520,707,949円
IV 発行済口数	27,213,622,473口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.3787円
(1万口当たり純資産額)	(13,787円)

(参考)

中小型割安成長株・マザーファンド 純資産額計算書

	2020年1月31日現在
I 資産総額	63,656,976,170円
II 負債総額	310,024,444円
III 純資産総額 (I - II)	63,346,951,726円
IV 発行済口数	12,398,649,748口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.1092円
(1万口当たり純資産額)	(51,092円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続き、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所ならびに手数料
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2020年1月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は14万6,400株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は3万6,600株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

現在、委託会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2020年1月末日現在)

ファンドの種類	本 数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	59	256, 863
単位型株式投資信託	4	11, 519

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自2019年4月1日至2019年9月30日）の中間財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 30 日

S B I アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

本間 洋一



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

石倉 敦典



当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている S B I アセットマネジメント株式会社の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 33 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アセットマネジメント株式会社の平成 31 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	656,253	960,929
前払費用	36,884	43,348
未収入金	—	15,495
未収委託者報酬	502,468	466,454
未収投資助言報酬	—	55
その他	15,614	13,730
流動資産合計	1,211,221	1,500,013
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 1,121	※ 11,426
器具備品	※ 1,446	※ 2,394
有形固定資産合計	2,567	13,821
無形固定資産		
電話加入権	67	67
ソフトウェア	5,708	3,936
商標権	1,330	1,245
無形固定資産合計	7,105	5,249
投資その他の資産		
投資有価証券	913,644	740,270
関係会社株式	127,776	—
繰延税金資産	35,948	121,163
長期差入保証金	19,856	19,802
その他	3,360	1,764
投資その他の資産合計	1,100,586	883,000
固定資産合計	1,110,259	902,071
資産合計	2,321,480	2,402,084

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 30 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 31 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	4,011	1,913
未払金	455,275	379,118
未払手数料	419,007	336,493
未払法人税等	143,048	80,436
未払消費税等	33,817	10,134
流動負債合計	636,152	471,603
負債合計	636,152	471,603
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
利益剰余金		
利益準備金	30,012	30,012
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,315,376	1,682,828
利益剰余金合計	1,345,388	1,712,840
株主資本合計	1,745,588	2,113,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△60,260	△182,559
評価・換算差額等合計	△60,260	△182,559
純資産合計	1,685,327	1,930,481
負債純資産合計	2,321,480	2,402,084

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,207,709	3,223,568
運用受託報酬	16,380	—
投資助言報酬	—	56
その他営業収益	4,500	—
営業収益計	3,228,590	3,223,624
営業費用		
支払手数料	2,173,300	2,186,795
広告宣伝費	48,444	15,208
調査費	27,077	31,778
調査費	27,077	31,778
委託計算費	121,126	123,090
営業雑経費	23,392	25,835
通信費	1,208	1,330
印刷費	19,323	20,581
協会費	2,049	2,463
諸会費	183	12
その他営業雑経費	628	1,447
営業費用計	2,393,341	2,382,708
一般管理費		
給料	156,504	178,095
役員報酬	44,607	51,028
給料・手当	111,896	127,066
交際費	169	109
旅費交通費	7,996	12,073
福利厚生費	20,444	23,117
租税公課	11,602	10,675
不動産賃借料	18,383	18,138
消耗品費	1,772	2,313
事務委託費	10,188	15,251
退職給付費用	4,578	5,163
固定資産減価償却費	2,422	3,550
諸経費	13,285	15,057
一般管理費計	247,348	283,545
営業利益	587,900	557,370
営業外収益		
受取利息	19	4
為替差益	0	10
助成金収入	—	1,140
雑収入	602	364
営業外収益計	622	1,519
営業外費用		
雑損失	486	309

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日)
営業外費用計	486	309
経常利益	588,035	558,580
特別損失		
子会社清算損	—	52,280
事務所移転費用	—	3,064
特別損失計	—	55,344
税引前当期純利益	588,035	503,235
法人税、住民税及び事業税	188,117	167,023
法人税等調整額	△6,202	△31,239
法人税等合計	181,914	135,783
当期純利益	406,121	367,452

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400, 200	30, 012	909, 254	939, 266	1, 339, 466	—	—	1, 339, 466
当期変動額								
当期純利益			406, 121	406, 121	406, 121			406, 121
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△60, 260	△60, 260	△60, 260
当期変動額合計	—	—	406, 121	406, 121	406, 121	△60, 260	△60, 260	345, 861
当期末残高	400, 200	30, 012	1, 315, 376	1, 345, 388	1, 745, 588	△60, 260	△60, 260	1, 685, 327

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計				
			繰越利益 剰余金					
当期首残高	400,200	30,012	1,315,376	1,345,388	1,745,588	△60,260	△60,260	1,685,327
当期変動額								
当期純利益			367,452	367,452	367,452			367,452
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						△122,298	△122,298	△122,298
当期変動額合計	—	—	367,452	367,452	367,452	△122,298	△122,298	245,153
当期末残高	400,200	30,012	1,682,828	1,712,840	2,113,040	△182,559	△182,559	1,930,481

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに税効果関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」9,353千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」35,948千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）(1)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)		当事業年度 (平成31年3月31日)	
*	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
	建物 110千円		建物 1,009千円
	器具備品 4,024千円		器具備品 2,110千円
	合計 4,135千円		合計 3,120千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	—	—	36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク(価格、為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください。))。

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	656,253	656,253	—
(2) 未収委託者報酬	502,468	502,468	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	913,644	913,644	—
資産計	2,072,366	2,072,366	—
未払金	455,275	455,275	—
負債計	455,275	455,275	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 預金 (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	127,776
(2) 長期差入保証金	19,856

(1) 子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	656,253
未収委託者報酬	502,468
合計	1,158,722

当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、受託銀行にて分別管理されている信託財産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	960,929	960,929	—
(2) 未収入金	15,495	15,495	—
(3) 未収委託者報酬	466,454	466,454	—
(4) 未収投資助言報酬	55	55	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券	740,270	740,270	—
資産計	2,183,205	2,183,205	—
未払金	379,118	379,118	—
負債計	379,118	379,118	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)預金 (2)未収入金 (3)未収委託者報酬 (4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
預金	960,929
未収入金	15,495
未収委託者報酬	466,454
未収投資助言報酬	55
合計	1,442,934

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式 127,776千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	913,644	1,000,500	△86,855
	小計	913,644	1,000,500	△86,855
合計		913,644	1,000,500	△86,855

3. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	24,133	—	486
合計	24,133	—	486

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. その他有価証券

(単位:千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	740,270	1,003,400	△263,129
	小計	740,270	1,003,400	△263,129
合計		740,270	1,003,400	△263,129

2. 売却したその他有価証券

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	10,690	—	309
合計	10,690	—	309

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）4,578千円、当事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）5,163千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成30年3月31日)	当事業年度 (平成31年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 438千円 関係会社株式評価損 19,114 未払事業税 6,752 その他未払税金 2,301 その他有価証券評価差額金 26,595 その他 299 繰延税金資産小計 55,501 評価性引当額 △19,552 繰延税金資産合計 35,948	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 438千円 関係会社株式評価損 35,122 未払事業税 2,735 その他未払税金 1,610 その他有価証券評価差額金 80,570 その他 1,124 繰延税金資産小計 121,601 評価性引当額（注） △438 繰延税金資産合計 121,163 （注）評価性引当額の変動の主な内容は、子会社株式評価損に係る評価性引当額の減少です。
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 30.6% （調整） 評価性引当額の増減 △3.4 住民税均等割 0.1 その他 △0.3 税効果会計適用後の法人税等の負担率 27.0

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド (毎月分配型)	489,935
S B I 日本小型成長株選抜ファンド	472,434
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	347,593
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	323,110

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	788,160
S B I 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ	322,488
S B I 小型成長株ファンド ジェイクル	321,539

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託 支払手数料	862,570	未払金	135,442
							広告宣伝 費	1,495		

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

当事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	—	販売委託・販促	販売委託 支払手数料	753,660	未払金	122,799
							広告宣伝 費	796		

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	SBI Fund Management Company S.A.	5, Allee Scheffer, L- 2520 Luxembourg	118	ファンド運 用管理等	100	投資助言	清算に伴 う残余財 産の配当	60,000	未収入金	15,495

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。
3. SBI Fund Management Company S.A. は清算終了に向けて事務手続きを進めており、取引金額は平成30年12月19日に行われた残余財産の初回配当によるものです。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

モーニングスター株式会社 (東京証券取引所 ジャスダック市場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社 (非上場)

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
1株当たり純資産額	46,047円21銭	52,745円40銭
1株当たり当期純利益	11,096円21銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	10,039円69銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	当事業年度 自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日
当期純利益(千円)	406,121	367,452
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	406,121	367,452
期中平均株式数(株)	36,600	36,600

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月6日

SBIアセットマネジメント株式会社

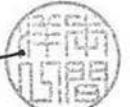
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

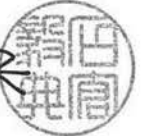
本間洋一



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

石倉毅典



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 (2019年9月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	677,480
前払費用	32,687
未収委託者報酬	482,740
未収運用受託報酬	137
その他	12,248
流動資産合計	1,205,294
固定資産	
有形固定資産	
建物	※1 10,875
器具備品	※1 5,593
有形固定資産合計	16,469
無形固定資産	
電話加入権	67
ソフトウェア	3,157
商標権	1,594
無形固定資産合計	4,818
投資その他の資産	
投資有価証券	1,055,736
長期差入保証金	19,802
繰延税金資産	107,528
その他	1,692
投資その他の資産合計	1,184,759
固定資産合計	1,206,047
資産合計	2,411,341

(単位：千円)

当中間会計期間
(2019年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	523
未払金	351,735
未払手数料	311,407
その他未払金	40,328
未払法人税等	27,320
未払消費税等	※2 3,361
流動負債合計	382,941
負債合計	382,941
純資産の部	
株主資本	
資本金	400,200
利益剰余金	
利益準備金	30,012
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,834,957
利益剰余金合計	1,864,969
株主資本合計	2,265,169
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△236,768
評価・換算差額等合計	△236,768
純資産合計	2,028,400
負債純資産合計	2,411,341

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2019年4月1日	
至 2019年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,268,878
運用受託報酬	127
営業収益合計	1,269,005
営業費用	946,900
一般管理費	※1 136,921
営業利益	185,184
営業外収益	※2 36,009
営業外費用	225
経常利益	220,968
税引前中間純利益	220,968
法人税、住民税及び事業税	31,280
法人税等調整額	37,559
法人税等合計	68,840
中間純利益	152,128

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8－15年、器具備品が3－15年であります。

②無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2019年9月30日)	
建物	1,560千円
器具備品	2,621千円

※2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
有形固定資産	1,054千円
無形固定資産	1,052千円

※2 営業外収益に属する収益のうち、重要なもの

当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
受取配当金	36,005千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

当中間会計期間（2019年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	677,480	677,480	—
(2) 未収委託者報酬	482,740	482,740	—
(3) 未収運用受託報酬	137	137	—
(4) 投資有価証券 其他有価証券	1,055,736	1,055,736	—
資産計	2,216,094	2,216,094	—
未払金	351,735	351,735	—
負債計	351,735	351,735	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

其他有価証券(投資信託)は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
長期差入保証金	19,802

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間（2019年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	1,055,736	1,397,000	△341,263
	小計	1,055,736	1,397,000	△341,263
合計		1,055,736	1,397,000	△341,263

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI 中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ (年2回決算型)	327,341

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	55,420円78銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	2,028,400
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	2,028,400
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の 普通株式の数(株)	36,600

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	4,156円51銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	152,128
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	152,128
普通株式の期中平均株式数(株)	36,600

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

① 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

② 訴訟事件その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ(年2回決算型)
／愛称:jreviveⅡ
信託約款

SBIアセットマネジメント株式会社
三菱UFJ信託銀行株式会社

運用の基本方針

信託約款第 18 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託はファミリーファンド方式により、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)上場株式のうち中小型株を主な投資対象とする、中小型割安成長株・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資し、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。
- ② マザーファンド受益証券の組入れ比率は、原則として高位を維持します。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、信託財産の総額の 50%以下とします。
- ③ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ④ マザーファンド受益証券の運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。

3. 運用制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債並びに新株予約権付社債のうち、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑥ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

年 2 回(原則として 1 月と 7 月の各 22 日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

繰越分も含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの投資信託財産に属する配当等収益のうち、投資信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

(3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の

運用を行います。

追加型証券投資信託
SBI中小型割安成長株ファンド ジェイリバイブ(年2回決算型)
／愛称:jrevive II
信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第1項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び限度額)

第3条 委託者は、金 208,814,581 円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 42 条第 1 項、第 2 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の分割及び再分割)

第5条 委託者は、第 3 条第1項の規定による受益権については 208,814,581 口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 5 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します。

(追加信託の価額、口数及び基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 10 条 この信託の受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第 5 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 11 条 受託者は、信託設定時に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額)

第 12 条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)及び登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。)(以下総称して「指定販売会社」といいます。)は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位とする指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り1口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

② 前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(次項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第 1 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料及び当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得日がこの信託契約締結の日であるときは、受益権の価格は、1口につき1円に手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

④ 前項の規定にかかわらず、受益者が、第 38 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 32 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込を取り消すことができます。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の

減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第 15 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下、同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第 16 条 委託者は、信託金を主としてSBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型割安成長株・マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限りします。)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
12. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 10 号で定めるものをいいます。)
13. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
14. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 18 号で定めるものをいいます。)

15. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第 20 号で定めるものをいいます。)
16. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
17. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
18. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第 16 号で定めるものをいいます。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第 1 号の証券または証券ならびに第 11 号および第 15 号の証券または証券のうち第 1 号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券ならびに第 13 号の証券のうち投資法人債券ならびに第 11 号および第 15 号の証券または証券のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 12 号および第 13 号の証券(投資法人債券は除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第 1 号から第 6 号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

- 第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。)及び受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第 27 条において同じ。)、第 25 条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 15 条及び第 16 条第1項及び第2項に定める投資等ならびに第 22 条、第 23 条及び第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の4第 3 項及び同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 23 条及び第 27 条から第 29 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第3項及び同法第 32 条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けことの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(有価証券の貸付の指図及び範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売却代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わない

ものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は有価証券等の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 30 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 31 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 32 条 この信託の計算期間は、毎年 1 月 23 日から 7 月 22 日まで、7 月 23 日から翌年 1 月 22 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 27 年 7 月 10 日から平成 28 年 1 月 22 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 33 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用及び監査費用)

第 34 条 有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(情報開示にかかる印刷等費用、郵送費用、公告費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)、信託財産にかかる会計監査費用及び受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といい、消費税等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産にかかる会計監査費用は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額及び支弁の方法)

第 35 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 32 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 168 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、当該報酬につ

いての委託者及び指定販売会社間の配分は別に定めるものとします。

- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託財産にかかる会計監査費用(消費税等を含みます。)、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第38条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金の支払い)

第38条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として、取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ④ 前項及び第39条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金及び一部解約金の支払い)

第39条 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販

売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとし、
- ④ 償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金及び償還金の時効)

第 40 条 受益者が、収益分配金については第 38 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 39 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 41 条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に最低単位を 1 円単位または 1 口単位として指定販売会社が定める単位(積立投資契約にかかる受益権については 1 口の整数倍とします。)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第 3 項の規定に準じて算出した価額とします。

(信託契約の解約)

第 42 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社との間で締結している投資顧問契約(助言契約)が解約された場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ③ 委託者は第 1 項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合にも同様とします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業譲渡及び承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第41条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第51条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは出来ません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第52条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金及び償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成27年7月10日(信託契約締結日)

平成30年2月19日(信託約款変更日)

2019年3月1日(信託約款変更日)

2019年10月22日(信託約款変更日)

委託者 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
SBIアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

親投資信託
中小型割安成長株・マザーファンド
約款

S B I アセットマネジメント株式会社
三菱UF J 信託銀行株式会社

運用の基本方針

約款第 12 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国証券取引所（以下、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）上場株式のうち中小型株を主な投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 当ファンドの運用に関しては、エンジェルジャパン・アセットマネジメント株式会社より投資助言を受けます。
- ② 株式の投資に際しては、株価が下落して過小評価された銘柄から、財務安定性に優れ、収益の回復による株価上昇余地が高く、回復によってわが国の経済社会に貢献すると考えられる企業の株式に厳選投資します。
- ③ 組入れ銘柄の選定は徹底した企業訪問に基づく厳選投資を基本とし、a. 株価水準、b. 財務安定性、c. 短期業績の安定性と明確かつ妥当性のある中長期経営戦略、d. 企業経営者の理念・志、等を総合的に評価判断します。
- ④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産の総額の 50%以下とします。
- ⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

親投資信託
中小型割安成長株・マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、SBIアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金24億9,400万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(追加信託金限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金2,400億円を上限として信託金を追加することができるものとします。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第38条第1項、同条第2項、第39条第1項、第40条第1項、および第42条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日とします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号に定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第7条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を対象とするSBIアセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条に規定する信託によって生じた受益権については、24億9,400万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た金額とします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益者は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第11条 委託者は、第8条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
- ③ 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。
- ④ 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。
- ⑤ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(運用の基本方針)

第12条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがってその指図を行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限りします。)
3. 約束手形(第1号に掲げるものに該当するものを除きます。)
4. 金銭債権(第1号および前号に掲げるものに該当するものを除きます。)

(運用の指図範囲)

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)(本邦通貨表示のものに限りします。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引

法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券または証書ならびに第17号の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項第1号から第6号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 15 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第 22 条において同じ。）第 22 条第 4 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 13 条および第 14 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第 19 条ないし第 21 条、第 26 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(投資する株式等の範囲)

第 16 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図、目的および範囲)

第20条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価評価額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第 23 条 削除

(混蔵寄託)

第 24 条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却および再投資の指図)

第 26 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

- ② 委託者は、前項の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することを指図することができます。

(損益の帰属)

第 27 条 委託者の指示に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 28 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 29 条 この信託の計算期間は、毎年 7 月 23 日から翌年 7 月 22 日までとすることを原則とします。

ただし、第 1 計算期間は平成 18 年 7 月 31 日から平成 19 年 7 月 23 日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 30 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 31 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第 32 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第 33 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了日まで信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

（追加信託金および一部解約金の計理処理）

第 34 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第 35 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払い）

第 36 条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに受益者に当該償還金を支払います。

（一部解約）

第 37 条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の前営業日の信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第 38 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定める全ての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面

を交付したときは、原則として公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第44条 第38条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第38条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第45条 委託者は、利益相反のおそれがある取引を行った場合における投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第46条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対して行う公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.sbiam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 18 年 7 月 31 日 (信託約款締結日)

平成 19 年 9 月 30 日 (信託約款変更日)

平成 19 年 10 月 19 日 (信託約款変更日)

平成 21 年 1 月 16 日 (信託約款変更日)

平成 25 年 1 月 4 日 (信託約款変更日)

平成 27 年 7 月 10 日 (信託約款変更日)

平成 28 年 4 月 21 日 (信託約款変更日)

2019 年 3 月 1 日 (信託約款変更日)

2019 年 10 月 22 日 (信託約款変更日)

委託者	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 S B I アセットマネジメント株式会社
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
-----	---